

○世羅町ＩＣＴ企業誘致現地調査費助成金交付要綱

平成30年3月30日告示第71号

世羅町ＩＣＴ企業誘致現地調査費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、ＩＣＴ企業が世羅町への進出を検討する際に、本町を訪問し調査をする場合に必要な経費の一部を助成することを目的とする。なお、交付については、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(助成対象経費)

第2条 助成の対象となる経費は、ＩＣＴ企業所在地より本町までの移動に要した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料（ただし、飲食費は除く。）をいう。

(助成金の交付要件)

第3条 本町を訪問し調査レポートを提出したＩＣＴ企業に対し、助成金を交付するものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表第1により算定した額とし、予算の範囲内で助成する。

(実績報告)

第5条 助成金を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、現地調査が完了した日から起算して1か月以内に、助成金実績報告書（様式第1号）及び調査レポートを町長に提出しなければならない。

(確定及び交付)

第6条 町長は、前条の助成金実績報告があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて検査し、これを認めるときは、速やかに助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定により通知を受けたときは速やかに、助成金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 助成金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段で助成金の交付を受けた

ときは、町長は、助成金の全部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年12月20日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

助成金の額

経費区分	経費内訳	算定方法	
旅費	I C T 企業所在地から世羅町までの旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料。ただし、飲食費は除く。）	世羅町職員の旅費に関する条例（平成16年世羅町条例第45号）の規定に準じて算定した額の2分の1の額	助成金額は左欄の額で上限を45,000円とし、1人につき1回に限り交付する。 助成金額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

世羅町ICT企業誘致現地調査費助成金実績報告書

年　月　日

世羅町長様

申請者住所

氏名

担当者氏名

連絡先

年　月　日、世羅町を訪問し現地を詳細に確認しました。世羅町ICT企業誘致現地調査費助成金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて実績報告します。

1 助成金額　　金　　円

2 添付書類

(1) 調査レポート

(2) 領収書等の写し

様式第2号（第6条関係）

世羅町ICT企業誘致現地調査費助成金確定通知書

指令第 号

年 月 日

申請者 様

世羅町長 印

年 月 日付で実績報告のあった現地調査費助成金の額を、世羅町ICT企業誘致現地調査費助成金交付要綱第6条の規定により次のとおり確定したので通知する。

1 助成金確定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

世羅町ICT企業誘致現地調査費助成金請求書

年　月　日

世羅町長様

申請者住所
氏名
担当者氏名
連絡先

年　月　日付　指令第　　号で決定された世羅町ICT企業誘致現地調査費助成金について、次のとおり請求します。

記

1 請求金額　　円

2 振込先

金融機関名	銀行 農協	信用組合	本店 本所	支店 支所	出張所
預金種別	普通	・ 当座	・ その他	()	
口座番号					
(ゆうちょ銀行)	店番		口座番号		
	フリガナ				
口座名義人	名前				

※ゆうちょ銀行への振り込みを指定される場合には、金融機関用に『店番・預金種別・口座番号』への変換をされた番号をご記入ください。詳しくは、ゆうちょ銀行へご相談ください。